

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から平成4年3月まで
② 平成11年4月から16年3月まで

申立期間は、毎年、免除申請を行っていたはずである。

1年間のみ申請漏れというのなら分かるが、何年にもわたって申請漏れしているとは考えられず、現状の年金記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 A市では、平成20年度までは、前年度の3月まで国民年金保険料納付の免除を受けていた者に対して毎年4月に、また、13年度までは、保険料の未納が続き、かつ所得が免除基準に該当している者に対して毎年夏季以降に、それぞれ免除申請書を送付して免除申請の勧奨を行っていたとしている。

一方、申立人は、申立期間については、毎年送付される免除申請書の郵送により免除申請を行っていたとしており、免除申請のために区役所に赴いたのは、初回（昭和55年度）のみであるとしていることから、A市から免除申請書が送付されなかった場合は、免除申請を行わなかったものと考えられる。

申立期間①において、国民年金保険料納付の免除は、免除申請があった日の属する年度の末月までを承認期間の限度として承認されるものとされているが、短期間で資力の回復が見込まれる者については実情に応じ、適宜期間を短縮して決定することともされている。昭和61年度については、申立人は記憶が無いとしているものの、A市が保管する国民年金被保険者名簿においても昭和61年4月から同年12月のみ承認する旨が記載されており、免除期間が変更された形跡も見当たらないことから、申立期間①のうち62年

1月から同年3月までについては承認されなかったものと考えられる。

この結果、申立人は申立期間①のうち昭和62年度以降については免除申請書が送付されず、免除申請を行わなかったと考えるのも不自然ではない。

- 2 申立期間②について、A市では前述のとおり、前年度の3月まで保険料納付の免除を受けていた者に対して免除申請書を送付して免除申請の勧奨を行っていたことから、この事務処理によれば、申立人が免除を受けていた平成10年度の翌年度である11年度については、平成11年4月に申立人に対して免除申請書が送付されたことになる。

また、申立人から提出された確定申告書控えによれば、申立期間のうち平成11年度から13年度までについては申立人の世帯の所得は当時の免除基準に該当しており、免除申請を行っていれば13年度までは免除を受けることが可能であったものとみられる。

さらに、所得の状況からみて平成11年度以降も引き続き生活に支障を来す状況にあり、かつ毎年4月に送付される免除申請書により免除申請を行うことに習熟していた申立人が11年度以降、免除申請書が送付されても免除申請を行わなかったとされているのは不自然である。

しかしながら、平成14年度については申立人の所得が免除基準には該当していなかったことから、免除申請を行っても承認はされなかったものとみられるほか、これにより15年度についてはA市から申立人に対して免除申請書が送付されることは無かったものと推定できることから、同市から送付される免除申請書により免除申請を行ってきたとする申立人が免除申請を行ったことは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から14年3月までの国民年金保険料の納付については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年12月までの期間及び48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年12月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで

昭和47年11月に転居したA区では区役所は遠かったので、商店街の近くの銀行で納付書により3か月に一度、保険料を納付していたと思う。はっきりとは覚えていないが、納付書が来ていた分については必ず納付していたので、申立期間について国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無く、昭和59年度以降は国民年金保険料を前納しており、免除期間の追納も行っていることから、国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和47年11月17日発行との記載があり、同手帳の記号番号は43年6月にB市で払い出された国民年金手帳記号番号を引き継いでいることから、このころにC市から転入後のA区で国民年金に係る手続を行ったものとみられ、このA区における手続時において未納となっている申立期間①を含む昭和47年度分の納付書が発行されたものと考えられる。

さらに、申立人は前述のA区における国民年金に係る手続直後に、出産のためB市に帰省したとしているが、この帰省期間である昭和48年1月から同年3月までの保険料を納付しており、これに先立つ申立期間①が未納となっていることは不自然である。

加えて、申立期間②当時、A区では3か月に一度郵送される納付書により金融機関で保険料を納付する取扱いをしていたことが確認でき、申立人が居住し

ていたA区における申立期間②の保険料の納付期限は6月末日であったことから、出産後の昭和48年5月又は同年6月にA区に戻ってきたとしている申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

保険料の納付の確認ができるものは無いが、申立期間について妻は前納で納付済みとなっているのに、私の分が納めてないということはありませんので、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年4月に払い出されており、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものとみられる。この時期を基準とすると申立期間は国民年金保険料を現年度で納付することが可能な期間であり、申立人の妻はこの期間は前納で納付済みになっている。

さらに、申立期間前の昭和57年10月から58年3月までの保険料は過年度納付されており、昭和59年度分の保険料は前納していることから、申立期間の保険料も国民年金加入手続時において納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から同年9月までの国民年金保険料（付加保険料を除く）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から61年3月まで

夫が昭和48年5月に国民年金の任意加入と付加保険料納付の手続をしてくれ、61年3月まで定額保険料と付加保険料を納付してくれていたはずである。しかし、48年5月から61年3月までは付加保険料が未納であり、また、この期間のうち48年6月から同年9月までについては定額保険料も未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、国民年金加入期間において、定額保険料に係る申立期間である昭和48年6月から同年9月までの期間を除き、定額保険料の未納は無く、当該期間のみ未納となっているのは不自然である。

また、A郡B村及びC市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、いずれも昭和48年6月から同年9月までの定額保険料は納付済みとなっている。

一方、付加保険料の納付手続は、転出入の都度、転入先の市町村で手続を行う必要があるが、A郡B村、C市及びD市共に、申立人が付加保険料の手続を行った形跡は見られず、付加保険料を含めた納付書の発行は無かったと考えられる。

さらに、申立人の夫が申立人の申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から同年9月までの国民年金保険料の定額保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

申立期間の国民年金保険料について、送付された納付書で、当時入籍前であった現在の妻が、A市B区役所、又は自宅近隣の金融機関で納付したはずである。申立期間当時は、前妻が死亡した（昭和54年2月）直後ということもあり、納期限に遅れたことがあったかもしれないが、未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月に国民年金に加入し、以降60歳到達月の前月までの国民年金加入期間355か月のうち、申立期間を除く352か月の保険料を納付している。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認できる限り、申立人は、申立期間を除く昭和47年度から58年度までの国民年金保険料をすべて現年度納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の被保険者台帳の昭和54年度の欄には、過年度納付書を送付したとの記載がある。この納付書は、申立人の依頼により送付されたものと考えられ、申立期間の保険料の納付が納期限に遅れたことはあったかもしれないが、申立人の妻が送付された納付書で納付したはずであるとする申立人の主張に符合する。加えて、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の前年度（昭和53年度）の保険料を過年度納付したことが確認できることから、申立期間の過年度納付書が送付されたにもかかわらず、申立人の妻が、これを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで

A市に住んでいた時に、夫の勧めで国民年金に任意加入した。申立期間当てもA市に住んでおり、2、3か月ごとの集金で、1か月分150円か200円ぐらいの保険料を納付していたと思う。A市では保険料をすべて納付しているはずなので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月に国民年金に加入し、以降、60歳到達月の前月までの加入期間301か月のうち申立期間を除く295か月の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、任意加入として国民年金に加入しており、加入した昭和39年10月から41年9月までの保険料を前納したことがA市の被保険者名簿で確認できるなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間の6か月の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していたとするA市では、申立期間当時、現年度保険料を集金人制度により期別に集金していたことが確認できること、及び申立期間当時の保険料額は200円であったことから、申立人が記憶する納付方法及び保険料額は、申立期間当時のものとほぼ合致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から44年3月まで
② 昭和44年10月から47年3月まで
③ 昭和48年4月から同年12月まで
④ 昭和49年4月から51年3月まで

来店していた集金人や送付された納付書で、私と妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、未納となっている期間や申請免除となっている期間があるのは納得できない。

また、申立期間②のうち昭和44年10月から46年3月までの期間及び申立期間④は妻のみ納付で、私が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間共通

申立期間は4期間で計114か月と長期に及ぶが、申立人には、この間の国民年金保険料の額についての記憶が無いなど、記憶が不明確であるほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

2 申立期間①について

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立期間①を含めその妻と一緒に納付していたとしている。

しかし、申立人の妻の国民年金加入手続は昭和44年9月ごろ（申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出時期）に行われたものと推認される。このことから、申立人の妻が加入手続の以前の期間である申立期間①の保険料を納付できたとは考え難い上、社会保険庁の記録でも申立人の妻の申立期間①

の保険料は未納と記録されており、申立人の妻と一緒に納付したとする申立人の説明と矛盾する。

また、申立人は、国民年金の加入手続時期についての記憶が無いが、社会保険庁の国民年金受付処理簿の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年10月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は41年10月ごろに行われたものと推認され、加入手続以前の期間である40年1月から集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

3 申立期間②のうち昭和44年10月から46年3月までについて

申立人は、国民年金保険料の納付方法について、当初は集金人に納付していたが、途中で納付書により金融機関で納付するようになったと説明しており、申立人夫婦が居住していたA区では、当該期間中の昭和45年9月までは集金人方式、同年10月からは納付書方式により保険料を集金していた事実と合致する。

また、申立人の妻は、昭和44年9月ごろに国民年金に加入し、同年4月分の保険料から納付を開始したことが確認できる一方、申立人も同年4月から同年9月までの保険料を納付したことが確認できる。このことから、申立人夫婦は、同年4月分の保険料から一緒に納付を開始したものと推認され、当該期間について、申立人の妻のみが保険料を納付し、申立人が未納としたとするのは不自然である。

4 申立期間②のうち昭和46年4月から47年3月までについて

申立人は、当該期間について、国民年金保険料の免除を申請した記憶は無いとしているが、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、当該期間の欄に「申免」と記載されており、そのほかの記載内容にも不自然な点は見受けられない。

また、申立人の妻は、当該期間の国民年金保険料を納付しているが、申立人夫婦には、ほかにも、申立人の妻が申請免除で申立人が納付となっている期間（昭和62年4月から同年9月まで）があり、申立人の妻が保険料を納付していることをもって、申立人の保険料も免除ではなく納付していたものと推認することはできない。

5 申立期間③について

申立期間③については、申立人の妻も未納であり、ほかに申立期間③の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

6 申立期間④について

申立人の妻は、申立期間④の国民年金保険料を昭和51年9月に過年度納付しており、申立人もその妻と一緒に過年度納付したと主張している。

しかし、申立人夫婦の被保険者台帳の記録では、申立人の昭和 50 年度の欄に過年度納付書を送付したとの記載があるが、その妻にはその記載が無い。このことから、申立人の妻のみが昭和 51 年 9 月に申立期間④の国民年金保険料を納付し、その後に、申立人に対し、時効に該当せず納付可能な期間として 50 年度の保険料の納付書が送付されたと考えるのが自然であり、ほかに申立人夫婦と一緒に申立期間④の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 7 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年6月まで

会社を退職後、復職を考えていたが、子供が1歳のころ復職を断念し、国民年金に加入した。その時、保険料を納付していない期間があると言われ、言われた金額を納付した。市役所の係の職員からも「これで全部納付しました。」と言われたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間183か月のうち、申立期間の12か月を除く171か月の保険料をすべて納付しているほか、申立期間の翌年度の昭和52年度から55年度までは保険料を前納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和51年4月に払い出されていることから、申立人は同月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人の長女（昭和50年4月出生）が1歳のころに市役所で加入手続したとする申立人の説明と合致する。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、市役所で申立期間の保険料を一括納付したとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立期間の国民年金保険料の額は1万4,100円であり、1万数千円ぐらいの額を納付したとする申立人の記憶と合致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から51年3月まで

家計の実権は亡父が握っていた。国民年金保険料の納付の事実が確認できる領収書等は残っていないが、亡父、亡母、妻、妹、弟の保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、亡父が職人として修業させていた跡取りの私の保険料を納付していなかったとは考えられないので、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の現在の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月に払い出されており、これに基づけば、申立人の国民年金加入手続は、申立人が31歳であった51年10月ごろに初めて行われたことになる。

一方、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の妹は、22歳であった昭和45年5月ごろに、申立人の弟は20歳に到達した当月である50年8月ごろに加入手続を行ったものと推認される上、申立人の妻は、申立人と婚姻した当月である同年2月ごろに加入手続したものと推認される。これらの加入手続は、申立人の父親が行ったものと考えられ、申立人の父親が、申立人についてのみ、加入義務が生じた後、長期間、加入手続を行っていないとは考え難く、20歳に到達して間もない時期に加入手続が行われていたものと推認される。

また、申立人の家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、すべての期間の保険料を納付している上、申立人の母親、弟及び妻も全期間の保険料を納付しているほか、申立人の妹も婚姻するまでは国民年金加入期間のすべての保険料を納付しており、申立人の父親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、申立期間後、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたとする昭和 58 年度までの保険料は、すべて現年度納付されたことが確認できる。このことから、申立人の父親は、申立人についても、その他の家族（申立人の母親、妹、弟、妻）と同様に申立人の保険料についても納付意識が高かったものと認められる上、申立人の妹及び弟からは、申立人の父親が申立人の保険料のみ納付しなかったのは不自然であるとの証言もあり、その他の家族については、申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立人についてのみ、納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

昭和50年3月に結婚後、夫の兄がA市で営業していた飲食店を夫と一緒に手伝っていた。その当時、いつ、どのように納付していたかは定かではないが、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、夫が納付済みになっているのに、私のみが未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間後の昭和51年4月以降の国民年金保険料を、すべて現年度納付しており、夫婦の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は同一日に連番で払い出されているほか、社会保険庁のオンライン記録により確認できる限り、昭和59年4月から平成20年3月までの間のうち、夫婦の保険料の納付日が異なるのは1か月のみであることが確認でき、夫婦が一緒に加入手続を行い、一緒に保険料を納付していたとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

さらに、社会保険庁が保管する被保険者台帳により、申立人の夫は、国民年金の加入手続を行ったと推認される時点(国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年7月ごろ)の直後の昭和51年9月に、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したことが確認でき、夫婦が一緒に加入手続したにもかかわらず、加入以前の未納保険料を申立人の夫のみが納付し、申立人は納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から59年3月まで

私は申立期間当時、高校の非常勤講師をしていた。そのため収入が少なく、国民年金保険料を納めなければならないことは承知していたが、納付できなかったため申請免除を受けていた。その後、昭和59年4月から学校法人Aで教師として採用され、その年の12月に支給された賞与の手取額20万円弱から申請免除期間の保険料を追納した。納付した金額については、納付後に少し残ったお金で遊べると思ったことを記憶していることから、14万円から15万円ぐらいだったと思う。勤務先が冬休みに入った後の59年12月24日から同月28日までのいずれかの日に、B市C区役所へ納付するつもりで行ったが受け付けてもらえず、その日のうちにC区役所で指示されたD社会保険事務所へ行き、その日に納付した。そこで納付した時に手書きの領収書を受け取ったことも記憶している。このため、申立期間が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和59年12月は、申請免除期間である申立期間について追納可能な期間内（10年）であることから、申立人が申立期間について追納することは可能である。

また、申立人が申立期間の追納についてC区役所の窓口で説明を受け、それに従いD社会保険事務所当日中に追納したとするなど、記憶が具体的である。

さらに、納付したとする昭和59年12月ごろには社会保険庁のオンラインシステム稼働後であり納付書の発行は機械処理となっていたものの、社会保険庁へ照会したところ、当日中に社会保険事務所の窓口で領収する際の領収書は手書きだったことなどが確認されたことから、申立人の主張に不自然さは見当た

らない。

加えて、申立人は昭和 59 年 4 月に学校法人 A の教諭に採用され、相応の給与を得ていたと説明しているが、これは当時の共済組合の標準給与月額からも確認できる上、申立期間の追納の原資となったとする 59 年 12 月の賞与について、同法人に確認したところ、当時の計算資料が残っており、それに基づき算出した申立人の賞与額は申立人の主張する金額とおおむね一致し、申立人は当時独身であったことなどから、納付したとする 59 年 12 月には、申立人に申立期間の保険料を納付できる資力があったものと推認される。

その上、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、申立人が大学を卒業したと考えられる昭和 56 年 3 月 18 日であり、同年 4 月 1 日を資格取得日として国民年金へ強制加入している。

このほか、申立人は昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの保険料を期限内に納付しており、非常勤講師で収入が少なく、その後の保険料を納付できないとして申請免除を受けていることから考えても、申立期間当時の申立人の国民年金制度への認識は高かったと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年8月28日とし、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで

昭和19年9月にA社B支店に入社し、飛行機の設計をしていた。厚生年金保険に加入できるようになった同年10月からA社の解散時まで、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の正員住所録及び同期入社と同僚の証言により、申立人が、申立期間に同社において勤務していたことが認められる。

また、申立人が配属されていた設計部性能科では、正員住所録に記載されている申立人と同職種である技手9人（同期生を除く。）は、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、同期入社と同僚が名前を覚えていた庶務の女性3人及び寮の事務の女性は、正員住所録に氏名の記載が無く正社員ではなかったと思われるが、いずれも昭和19年10月から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人は、昭和20年2月から海軍短期現役士官として海軍に入隊しているが、正員住所録に「入営」、「應召」と記載されている設計部の技手36人中34人の名前が厚生年金保険の被保険者名簿で確認できる上、この34人は、いずれもA社B支店が全喪した20年8月28日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、当時、同社では、招集された社員についても、引き続き厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられる。

なお、申立人を含む昭和19年度同期入社と同僚全員にA社B支店における被保険者記録が確認できないことについては、当時、6万人を超える社員が在籍していたとされる同社において、昭和19年6月以降、一般職員が厚生年金保険の被保険者資格を取得できることになったことに伴い、膨大な数の資格取得手続が行われたことから、申立人を含む同期入社と同僚全員の資格取得手続が漏れてしまった可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同じ経歴を持つ1年先輩の同僚の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が解散しているため事業主に確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和30年9月1日）及び資格取得日（同年10月15日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年4月1日まで
② 昭和30年9月1日から同年10月15日まで

私は、前職を辞して昭和27年9月1日にA社に就職し、平成8年3月11日に退職するまで継続して勤務した。経理の仕事をしていたので申立期間①について見習期間などは考えられない。

また申立期間②については、B営業所を立ち上げるため1か月間そこに行った。

A社の社員として仕事に行っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所の記録では、A社において昭和28年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、30年9月1日に資格を喪失後、30年10月15日に同社において再度資格を取得しており、30年9月1日から30年10月15日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出のあった退職金明細書によれば、申立人の入社日は、昭和27年9月1日で、退職日は、62年3月12日とあることから、申立人は申立期間に継続して勤務していたことが確認できる。

また、同僚のC氏によれば、「A社B営業所を立ち上げるため、申立期間②

の期間は、私と申立人、同僚のD氏とB営業所に行っていた。その際、本社で厚生年金保険の資格喪失届を出したものの、B営業所で厚生年金保険の加入手続をするはずであったが、実際に手続は行われず、再度、本社で厚生年金保険の加入手続をしたため空白期間ができてしまったと後日聞いた。厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。」との証言がある。

さらに、事業所では、「申立人の勤務状況から昭和30年9月の厚生年金保険料は給与から控除されていたと考えられる。」と回答している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間①について、事業所提出の同僚の労働者名簿の入社日と社会保険事務所の厚生年金保険加入日は一致しておらず、A社では、採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認される。

また、申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和30年10月の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、同期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年6月20日に、資格喪失日に係る記録を48年5月9日に訂正するとともに、申立期間における標準報酬月額を45年6月から同年9月までは4万5,000円、45年10月から46年7月までは5万2,000円、同年8月から47年6月までは7万6,000円、同年7月から48年4月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月20日から48年5月9日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B支店に勤務した時の昭和45年6月から48年5月までの記録が抜けていた。
当時の給与明細書等はないが、保険料は控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が保管している社員名簿及び昭和45年6月20日付けで申立人についての被保険者資格取得手続を行おうとしたことが認められる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写しなどから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和45年6月20日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写し及び申立人の同僚の記録から、昭和45年6月から同年9月までは4万5,000円、45年10月から46年7月までは5万2,000円、同年8月から47年6月までは7万6,000円、同年7月から48年4月までは9

万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 6 月から 48 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月9日から同年7月1日まで

私は、昭和42年4月から平成16年2月まで継続勤務しており、勤務期間中、厚生年金保険料は毎月徴収されており、転勤した時期(昭和44年6月9日)のA社C支店の初めの1か月のみが空白期間として処理されたことは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務し(人事記録では、昭和44年6月9日に同社B支店から同社C支店に異動、ただし、社内の取り決めにより厚生年金保険被保険者資格の得喪日は昭和44年7月1日とされる)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、A社では月中の人事異動を発令する場合、厚生年金保険被保険者資格の得喪日を翌月1日付けとする取り決めがあり、この社内の取り決めによる申立人に係る得喪日である昭和44年7月1日は社会保険事務所では知り得ない日付であり、事業主が同支店における資格喪失日

を昭和44年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月9日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から 42 年 10 月 25 日まで
② 昭和 42 年 10 月 25 日から 44 年 1 月 25 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間調査を依頼し、脱退手当金支給済みとの回答をもらったが、自分で申請した記憶もお金をもらった記憶も無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所では、受給資格を有する女性 16 人のうち、脱退手当金の支給を受けている者は、資格喪失日から約 25 か月後に支給されている一人のみである上、同僚が退職時に会社から脱退手当金の説明は無かったと証言していることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、脱退手当金裁定請求書に厚生年金保険被保険者証を添えて提出し、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をして返還することとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には当該表示と認めることができる表示は無いことから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 7 か月後の昭和 44 年 8 月 22 日に支給されている上、支給されたとする額は、法定支給額と比べ 818 円相違しているが、その原因は不明である。

加えて、申立人は、「脱退手当金の制度があることも知らなかった。退職時に会社から脱退手当金について説明が無かった。脱退手当金が請求されていることは、私が 60 歳になって年金の請求をした際、社会保険事務所で言われ、

初めて気が付いた。当時、A市に居住していたが、管轄の社会保険事務所がどこにあったか知らないし、ましてや行ったこともない。」と証言しているところ、この証言は当時の状況を具体的かつ詳細に説明するものであり、同僚が退職時に会社から脱退手当金の説明は無かったと証言していることを踏まえれば、申立人の脱退手当金を申請していないとの主張には、信憑^{びよう}性が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から27年8月2日まで
いつのことかは覚えていないが、社会保険事務所を訪れた際、A社に勤務していた期間については脱退手当金の支給対象期間として処理されており、厚生年金保険の支給対象にはならないと教えられた。
しかし、私は、脱退手当金という制度を知らず、自分で手続をするはずも無いので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後の女性従業員38人のうち、脱退手当金の受給資格を有する21人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は2人と少ない上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約9か月後の昭和28年5月14日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和27年12月9日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは認め難い。

さらに、申立人の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と445円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間、50年6月、51年1月、51年12月から52年3月までの期間、52年9月、52年12月から53年3月までの期間、54年7月、同年8月、57年12月から59年9月までの期間、60年5月から平成2年11月までの期間及び5年2月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和50年6月
③ 昭和51年1月
④ 昭和51年12月から52年3月まで
⑤ 昭和52年9月
⑥ 昭和52年12月から53年3月まで
⑦ 昭和54年7月及び同年8月
⑧ 昭和57年12月から59年9月まで
⑨ 昭和60年5月から平成2年11月まで
⑩ 平成5年2月から9年1月まで

平成9年ごろだったと思うが、A市役所に行った時に国民年金保険料が未納になっていることが分かり、それから自分で保険料の支払いを始めた。

それまでの国民年金加入期間は求職中のため収入が無かったことから、両親が私の国民健康保険料、国民年金保険料を支払ってくれており、私が会社を退職するたびに、私の国民年金の手続をしたと両親から聞いていた。

納付を証明できる資料は何も無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に死亡しているため、加入手続時の状

況、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、平成11年1月の保険料納付記録の欄に「新キ加入」と記載されており、11年2月9日に申立人に基礎年金番号が付番されていることから、11年1月ごろになって初めて申立人の国民年金の加入手続は行われたものとみられる。これ以前の期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された実績が無いこと、基礎年金番号の制度が初めて導入された9年1月1日に申立人に対して基礎年金番号が付番されていないことなどから、申立人は国民年金には未加入であったものとみられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる平成11年1月ごろの時点では、時効のため、申立期間の大半は保険料を納付することができない。

加えて、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人の両親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から58年12月まで

国民年金加入手続は、はっきりとは覚えていないが20歳ごろに行った記憶がある。

申立期間当時は兄の会社で働いており、国民健康保険と国民年金の保険料の納付については兄に頼み、給与から天引きして納付してもらっていたと思う。

兄は既に死亡しており、給与明細書も残っておらず、また、保険料の金額も記憶は無いが、申立期間の保険料は納付したと思うので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料の納付状況について確認することはできない上、申立人は、申立人の兄が給与からの天引きにより保険料を納付してくれていたとするのみで、当時の保険料額も、申立人の納付書が申立人の兄に届くようになっていたかも分からないとしているなど、申立期間の保険料納付についての記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区で昭和53年5月に払い出されていることから、このころ申立人の国民年金被保険者資格取得手続は行われたものとみられるが、申立人は54年12月に同市同区からC市への転入の届出を行っている。

しかし、申立人の証言から、申立人はC市に転入の届出を行う前から既に同市に居住していたものとみられ、申立期間のうち申立人が転居したと思われる

昭和 54 年 1 月から同年 11 月までについては、A 市 B 区から納付書が発行されていても、申立人に届いていなかったことが推定される。

さらに、C 市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和 57 年 7 月に A 市 B 区から転入したとする記載が見られるほか、社会保険庁が保管する年金記録でも、申立人に係る年金記録が同市同区を管轄する D 社会保険事務所から C 市を管轄する E 社会保険事務所に移管されたのは 57 年 8 月とする記録が見られることから、申立人は 54 年 12 月に C 市に転入届を行ったものの、国民年金に係る住所変更手続きが遅れていたことにより、少なくとも 57 年 7 月までは申立人に対して納付書が届いていたとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の兄は、同期間を含めて自身の国民年金加入期間の大半は保険料を納付していない。

このほか、現在確認されている昭和 53 年 5 月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年6月までの期間、同年8月、3年5月から4年3月までの期間及び5年8月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から2年6月まで
② 平成2年8月
③ 平成3年5月から4年3月まで
④ 平成5年8月から7年3月まで

平成7年4月から3年間については保険料を払えなくなったため、免除申請したことを記憶しているが、それ以前の期間については1か月に1回、A県B市のC郵便局で保険料を全期間納付した。保険料月額が7,000円から1万円を超える程度まで上がっていったことを覚えている。納付の事実が確認できる資料は無いが、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年1月に国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をA県B市のC郵便局で納付したと主張している。

しかし、申立人の住民票によれば、平成元年1月時点の申立人の住所地はD県E町であり、E町には申立人の年金記録は無い上、その後、申立人が4年4月に転居したA県B市が保管する申立人の被保険者名簿には、申立人は4年7月に、資格取得日を元年1月までさかのぼっての加入手続が行われたことが記録されており、申立人の主張と相違する。

また、申立人が国民年金加入手続をしたとみられる平成4年7月を基準にすると、申立期間①は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は申立期間の保険料をA県B市のC郵便局で毎月納付したとしているが、前述のとおり申立人の住所地は、平成4年4月以前はD県E町、これ以後はA県B市であり、申立期間の保険料をすべてA県B市で納付したと

は考え難い上、A県B市、D県E町共に、申立期間当時、現年度分の保険料を市又は町指定の金融機関以外で納付することはできず、郵便局はそれに含まれていなかったとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から49年10月まで

申立期間当時は、私の元妻の両親が不動産業を営んでおり、私は社員として事業の手伝いをしていた。給与から税金、国民健康保険料及び国民年金保険料は控除され、元妻の母親が国民年金保険料を納付していた記憶があり、未納とされていることに納得できない。

申立期間に係る納付記録が確認できる書類は紛失や廃棄等で無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の元妻の母親（以下、元義母と言う。）の所在については、申立人は把握していないとしていることから、当時の状況を確認することができない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年11月に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられるが、これを基準とすると申立期間は未加入期間であり、その元義母が申立人の申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の元義母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年10月まで
私は昭和46年1月に結婚してから、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。保険料は元夫の分と一緒に毎月600円から700円ぐらいを集金人に支払っていた記憶があるので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和50年12月16日となっており、申立人はこのころに国民年金に加入したものとみられるが、この時点を基準とすると、申立期間のうち48年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間のうち昭和48年10月以降の期間については、過年度納付が可能であったが、申立人は毎月集金人に支払ったと主張しており、集金人は過年度の保険料を取り扱っていないことから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は第2回特例納付の実施期間であり、申立期間のうち、昭和46年2月から48年3月までの保険料を納付することは可能であったものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無い。

加えて、申立人は、その元夫と共に毎月600円から700円ぐらいの保険料を納付していたとしているが、申立期間当時の保険料は二人分で900円から2,200円であり、申立人の主張と一致しない。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年10月まで

申立期間当時、A市において住み込みで働いていた店に、町内会長が国民年金保険料の集金に来ていた。国民年金手帳や領収書は発行されていないが、同時期に同じ店で働いていた同僚と一緒に保険料を納めていたので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳に記入されている発行日は、昭和44年9月22日となっていることから、このころ国民年金の加入手続が行われたものと推定されるが、この時点を基準とすると申立期間の保険料は、時効により納付できない。

また、A市の被保険者名簿によると、申立人は昭和44年8月1日に国民年金の資格を取得しており、申立期間は未加入であることが確認できる上、申立期間について一緒に保険料を納付していたとする同僚の国民年金手帳記号番号は、52年10月17日にB町において夫婦連番で払い出されていることから、同僚も申立人と同様に申立人の申立期間に相当する期間は、未加入期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年10月まで

申立期間当時、A市において住み込みで働いていた店に、町内会長が国民年金保険料の集金に来ていた。年金手帳や領収書は発行されていないが、同時期に同じ店で働いていた同僚と一緒に保険料を納めていたので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、B町において昭和52年10月17日に夫婦連番で払い出されており、このころ国民年金の加入手続が行われたものと推定されるが、この時点を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立期間について、一緒に保険料を納付していたとする同僚の国民年金手帳は昭和44年9月22日にA市において発行されていることから、申立人と同様に申立期間は、未加入期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

私の国民年金の記録は、平成3年4月から4年8月までの期間は納付済み、4年9月から5年3月までの期間は全額申請免除となっているが、これに続く申立期間が未納となっている。申立期間は、納付済み又は全額申請免除となっている期間と同様に学生であり、未納にしていたとは考えにくく、国民年金保険料の納付又は免除申請をした記憶もあるので、申立期間の国民年金保険料を納付又は免除申請をしていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、申立期間の国民年金保険料を納付したのか又は免除申請をしたのかの記憶は無く、当時の状況をうかがい知ることができない。

また、申立人が申立期間において全額申請免除を受けるためには、年度ごとに免除申請手続を行う必要があったが、申立人は免除申請手続をしたとの記憶はあるものの、申立期間の申請を含む複数回の申請を行ったか否かについては記憶に無いとしている。

さらに、申立期間当時、A市においては、前年度が全額申請免除となっている被保険者が、当該年度に免除申請手続をしなかった場合は、被保険者に対し現年度の納付書を郵送にて送付することとしていたとしており、申立人が免除申請手続を行っていなかったとすると、申立人に対しては納付書が発行されていたことになる。

しかし、申立人に申立期間の保険料を納付したとする明確な記憶が無い上、社会保険庁の記録によると、申立人に対し平成8年7月ごろに納付書を作成した記録が残っており、これは未納である申立期間についての納付勧奨を行った際の納付書発行歴であると推認されることから、申立人が申立期間の保険料を

納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたこと又は免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年3月までの期間及び48年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から44年3月まで
② 昭和48年4月から同年12月まで

来店していた集金人や送付された納付書で、私と夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時期についての記憶が無いが、社会保険庁の国民年金受付処理簿等の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間①の後の昭和44年9月ごろに払い出されており、この時期に加入手続が行われたものと推認される。

このため、申立期間①の当時には、申立人は、国民年金に未加入であり、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①のうち昭和42年7月から44年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、51年にA市B区へ転居した後に行った過年度納付については記憶しているものの、そのほかに過年度納付を行った記憶は無いなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間は2期間で計60か月と長期に及ぶが、申立人には、この間の国民年金保険料の額についての記憶が無いなど、記憶が不明確であるほか、申立人には、ほかにも未納期間が複数みられる。

加えて、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間①及び②共に未納である。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、A市B区役所で国民年金の加入手続（時期不明）を行い、2、3か月ごとに自宅へ集金人（近所のお菓子屋の主人（他界））が来ていたので、現金（金額不明）で保険料を納付し領収書をもらっていた。農業で留守が多かったこともあり、私が前の夫の分と一緒にB区役所の窓口で保険料を現金で納付したこともある。その際は、国民年金手帳に印紙を貼^はりスタンプを押してもらっていたことを覚えている。納付の事実が確認できる領収書等は残っていないが、前の夫と共に納付していたので申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、国民年金の加入手続の時期についての明確な記憶は無いが、社会保険庁の国民年金受付処理簿等の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間の後の昭和41年6月22日に払い出されたことが確認できることから、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたものと推認される。

このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和39年4月から40年12月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人には、過去の未納保険料をさかのぼって納付した記憶は無いなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺

事情は見当たらない。

さらに、A市では、昭和37年11月から集金人による国民年金保険料の集金を開始したが、その方法は、国民年金手帳による印紙検認方式であったとしており、区役所で保険料を納付する際には国民年金手帳に印紙を貼ったが、集金人に納付する際には領収書をもらっていたとする申立人の説明と相違する。

加えて、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の前の夫は、申立期間のうち昭和36年4月から40年3月までの期間は、未加入期間又は保険料未納期間である。

そのほか、申立期間は57か月と長期に及ぶが、申立人には、この間の国民年金保険料の額についての記憶が無いほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月

昭和59年4月に町内会の集会所（神社境内）で、町内会の納税係が国民年金の保険料を集金していた。母親が私の分と共に現金（金額不明）で納付したはずなので、納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、申立期間の国民年金保険料を昭和59年4月に納付したとしているが、申立人及びその母親共に、申立期間の国民年金の加入手続についての記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年8月に払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われ、その際に昭和59年4月にさかのぼって資格取得したものと推認され、この時点では未加入であったため、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人の母親は、申立期間当時に、市役所から年金手帳を送付してきたとしている。

しかし、申立人が唯一所持する年金手帳は、その記載内容から、申立期間以降に、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した際に交付されたものと推認され、申立期間当時に送付されてきたとする年金手帳の所在が不明であるため、その内容を確認することはできない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年3月まで

申立期間は、結婚し退職したあと1年間パートで働き、その後、嫁ぎ先の青果業に従事した期間である。退職後、国民年金に加入せずそのままになっていた。加入の手続きは多分、夫の父親が行ったと思うが、納付書が届いたので過去の未納分を納付書で納付した記憶がある。いつ、どこで納付したか思い出せないが、29万円ぐらいのまとまった金額だったので2度ほどにして納付した。その後は夫の分と二人分を市役所で納付している。申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3年以上にわたる申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしていることから、特例納付により納付したとの主張と考えられるが、納付の時期、納付場所についての記憶は無い。

また、申立人の国民年金加入手続きは昭和54年11月ごろ(申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期)に行われたと推認されることから、申立人が主張する特例納付は第3回特例納付(実施期間は昭和53年7月から55年6月まで)が該当する。申立人の加入手続きが行われたと推認される時点で未納とされていた期間(申立期間及び昭和53年度)の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額は約18万円であり、申立人が納付したとする額(約29万円)と著しく相違する。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)では、昭和55年7月以前に昭和53年度分の国民年金保険料を、55年12月に54年4月から同年9月までの保険料を過年度納付したことが記録されており、申立人が2回行ったと記憶する過去の未納保険料の納付は、この際のものである。

ったとも考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から54年3月まで

申立期間当時、私は学生だったため、両親が国民年金の加入手続をA市役所で行い、保険料を納付していた。市役所の職員が集金に来て、両親が3人分の保険料を納付していたので、保険料の納付の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は学生でB市に居住していたが、住民登録はA市に置いていたので、A市に住む申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、A市の集金人に保険料を納付していたとしている。

しかし、申立人の戸籍の附票により、申立人が18歳であった昭和49年4月から54年3月まではB市に住民登録していたことが確認でき、申立人の主張と矛盾する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の学生期間後の昭和54年5月に払い出されており、その時点ごろに加入手続が行われたものと推認されるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立期間当時は、申立人は国民年金に加入していなかった上、資格取得日は同年4月1日であることから申立期間は無資格期間であり、申立人の両親が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時は学生で国民年金の任意加入の対象期間であり、制度上、任意加入対象期間は加入手続の時点からさかのぼって資格を取得することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月、同年3月、同年12月から5年3月までの期間及び同年7月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月及び同年3月
② 平成4年12月から5年3月まで
③ 平成5年7月から6年1月まで

私は学生時代から両親に何度も、私の国民年金保険料をきちんと納付していると聞いていた。数年前に納付記録を調べたら申立期間の保険料が未納とのことだったので、母親に確認したところ、私の分の保険料を納付していたのは間違いないと言っている。納付の事実が確認できる資料は残っていないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付はすべてその両親が行っていたとしており、申立人自身は関与していない。申立人の母親は、納付書が届いたら納付していたと証言しているが、納付金額については覚えていないほか、納付場所についても、区役所、金融機関のほか現年度納付できない社会保険事務所で納付したかもしれないとしており、記憶は不明瞭である。

また、A市の納付データ明細表の記録により、申立期間を除く平成3年度から5年度までの国民年金保険料の納付日を見ると、平成3年9月分の保険料を同年12月2日と12月31日に2度納付しており（当時、市では現年度に未納があれば12月と翌年4月に改めて納付書を送付しており、これによって重複納付が発生したとみられる）、一方を同年12月分の保険料として充当しているほか、5年6月の保険料を同年9月に納付し、その前月である同年5月の保険料を同年11月に納付しているなど保険料の納付日が錯そうしている状況がみ

られる。

さらに、申立期間は3期間で計13か月であり、A市では、その当時、1か月ごとの納付書を交付していたことから、計13枚の納付書により申立人の母親が金融機関等で納付したことになるが、そのすべてが、行政の管理する申立人の納付記録から欠落したとするのは不自然である。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年7月まで

昭和44年3月に自衛隊を除隊し、A市B店に就職した際、国民健康保険と同時に国民年金にも加入手続を行ったはずである。領収書は無いが、国民年金保険料を確かに納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が国民年金の資格を取得した記録は確認できず、申立期間当時に申立人が居住していたA市において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた記録も見当たらない。

また、A市においても、申立人の被保険者名簿の存在が確認できないなど、申立人が同市で国民年金に加入した記録は確認できないほか、同市では、国民年金手帳は本人保管であったとしているが、申立人は、国民年金手帳を受領したことは無いとしている。

以上のことから、申立人は、国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、何も持たず市役所の窓口で現金により納付し、領収書を受領した記憶も無いとしているが、A市では、その当時、国民年金手帳による印紙検認方式で保険料を収納していたとしており、申立人の説明と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から39年11月まで

昭和34年からA市B区にあったC店に勤務していた。社長から言われて39年12月ごろ、B区役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は給料から天引きされ、社長の妻が納付していた。申立期間の保険料も社長の妻が私の代わりに納付したはずであるので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた事業所により給与から国民年金保険料が控除され、事業所の雇用主の妻が納付していたと説明しているところ、国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和39年12月(申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期)以降の保険料が納付されていることは確認できる。

しかし、加入手続以前の保険料の納付状況については、申立人の雇用主夫婦が死亡しているため確認することはできない。

また、申立期間は申立人の国民年金加入手続以前の期間であることから、その保険料が納付されていた場合には、一括あるいは分割で当該保険料相当額が申立人の給与から控除されていたと考えられるが、申立人には、給与から控除された保険料相当額についての記憶が無いなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(給与明細書、家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から50年3月まで

私の国民年金加入手続については、昭和41年12月の妻との同居開始時に義父が行ってくれ、かつ、私は申立期間当時、無収入だったため、20歳から妻との同居開始前の保険料も納付してくれたはずである。妻との同居開始後は、妻が妻の分と併せて私の国民年金保険料も納付してくれた。

私は国民年金と国民健康保険は一緒に加入するものと確信しているので、長女（昭和42年10月生）の国民健康保険からの出産費支給通知書があることは、当時、私が国民年金に加入していた証拠である。

その後、昭和48年9月に自営を開業し、資金繰りのこともあって50年4月から52年3月までの間は保険料が未納となったこともあったが、これについてはさかのぼって一括して納付したし、妻の分はきちんと納付していた。このため、申立期間について私の保険料が未納になっていたとは考えられないので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び申立期間のうち昭和41年11月以前の保険料納付を行ったとする申立人の義父も既に死亡しており、また、申立期間のうち41年12月以降の申立人の保険料を納付したとする申立人の妻にその当時の納付状況について聴取したものの、申立期間当時の申立人の妻の納付金額等の記憶は曖昧である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無いことから、申立期間を通して申立人の加入状況や納付状況については全く不明である。

ところで、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月23日に、当時申

立人が居住していたA郡B町で払い出され、資格取得日を40年2月16日として強制加入している。

さらに、申立人が所持する年金手帳は昭和49年11月以降に交付されている制度共通の年金手帳であり、最初の住所欄にも申立人が当時居住していたA郡B町の住所が記載され、同町の処理庁印も押されていることから、国民年金手帳記号番号払出しの記録と払い出した市町村、交付された年金手帳の年代がすべて一致する。

加えて、申立期間当時に申立人が居住していたC市では申立人の国民年金被保険者名簿は作成されておらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人は昭和52年8月ごろに初めて国民年金へ加入したものと推認され、申立期間当時には国民年金に加入していなかったこととなり、申立人の義父及び申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い上、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料はすべて時効により納付できないこととなる。

このほか、申立人は昭和42年10月23日付けのC市国民健康保険からの出産費支給通知書を所持し、申立期間において国民健康保険に加入していることを根拠として、国民年金にも加入し保険料納付もあったと主張しているが、国民年金と国民健康保険とは制度上、併せて加入すべきものではないことから、これをもって申立人が申立期間の保険料を納付していたとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年12月までの期間及び48年5月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から46年12月まで
② 昭和48年5月から49年2月まで

申立期間①については、昭和44年ごろに父親がA市B区役所で私の国民年金加入手続を行ってくれ、保険料も父親が郵便局か銀行で毎月納付してくれていたと思う。

また、申立期間②についても、保険料額や納付場所は記憶に無いものの私が納付していたと思うので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金加入手続及び保険料納付について関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間①当時の申立人の国民年金加入状況及び保険料納付状況は全く不明である。

また、申立期間②についての申立人の国民年金加入手続や納付状況についても、申立人は自分が納付していたと思うという曖昧な^{あいまい}申述であり、納付状況について何一つ具体的な記憶も無いことから、申立期間②当時の申立人の国民年金加入状況及び保険料納付状況も全く不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年1月24日に払い出され、同年2月1日を資格取得日として強制加入しているが、このほかに、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は申立期間①及び②当時、国民年金へ加入していないこととなり、申立人及びその父親が、申立人の申立期間の保険料を納付してい

たとする申立人の主張は認め難い。

加えて、申立人へ国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 1 月 24 日は、第 2 回特例納付実施期間（49 年 1 月から 50 年 12 月まで実施）中ではあるものの、前述したとおり、申立人の資格取得日は同年 2 月 1 日であり、申立期間①及び②について特例納付も過年度納付も行うことはできないことから、申立人が申立期間①及び②について特例納付及び過年度納付したとも考え難い。

このほか、申立期間について、申立人及びその父親が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から44年3月まで

申立期間当時、私は店に住み込みで働いていた。国民年金加入の手続についての記憶は無いが、保険料については毎月、店舗に来ていた集金人へ、店主A氏とその姪B氏と一緒に納付していた。申立期間については、この集金人以外に納付した記憶は無く、遅れて納付したとか、さかのぼって納付した記憶も無い。申立期間当時、私は国民年金手帳を所持しておらず、納付した都度、集金人から領収書をもらっていた。このため、申立期間の保険料を納付したことを示すものは無いが、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に居住していたC市の現年度保険料収納方法は、国民年金推進員（集金人）による印紙検認方式であり、申立期間について、国民年金手帳を所持しておらず、納付時に推進員から領収書をもらったとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人には国民年金加入手続についての記憶は無い上、申立人と共に保険料を納付していたとする店主A氏とその姪B氏共に申立人の申立期間について納付済みではあるものの、現在、申立人はこれらの者と音信不通であるため、申立期間当時の申立人の納付状況等について聴取を行うことができない。これらのことから、申立人の申立期間当時の納付状況等は全く不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和45年2月23日であり、42年7月6日を資格取得日として強制加入しているが、申立人の払出日を基準とすると、申立期間のうち同年7月から同年12月までの保険料は時効により納付することはできないこととなり、申立期間の残りの期間の保険料につい

ては過年度納付が可能であるが、申立人には過年度納付の記憶は無く、C市の推進員は過年度納付を取り扱っていなかったことから、申立人が申立期間の保険料について過年度納付していたとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は昭和42年4月ごろにA区役所の窓口で、亡くなった夫と共に国民年金加入手続をして、その時に夫婦で申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶がある。納付した時、区役所の窓口には年配の男性職員に「このまま保険料を納付していけば、年金が満額支給されます。」と言われたことも記憶している。このため、申立期間の保険料について納付したことを示すものは無いが、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月にA区役所の窓口で申立期間の保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているが、申立人には申立期間当時に納付した金額の記憶は無い。

また、申立人と共に納付したとするその夫は既に亡くなっており、申立期間当時の納付状況等について確認することができない上、その夫も申立期間が未納である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月12日（国民年金手帳発行日は同年4月5日）に夫婦連番で払い出されており、申立期間当時は夫婦共に、資格取得日を36年4月1日として強制加入している。この発行日を基準とすると、申立期間のうち、39年12月以前は時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立期間の残りの期間である昭和40年1月から41年3月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人はA区役所の窓口でさかのぼって納付したと主張しているところ、申立期間当時、A区役所では過年度納付保険料を収納していないことから、申立人が当該期間の保険料を過年度納付

したとも考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から47年11月まで

私は、婚姻後に夫の助言もあり、会社員の妻で任意加入ではあったが、国民年金加入手続を区役所で行った。その時に、10年分をまとめて納付できると言われ、大金を納めて安心していましたが、社会保険事務所で納付記録を調べたところ、未納であることを知った。納付時期等は覚えていないが、大金だったことは確かで、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで実施）により申立期間の保険料を納付したと主張しているものと認められるが、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は47年11月に任意加入として払い出されており、任意加入は、制度上、さかのぼって資格を取得することはできず、申立期間の大部分は任意加入対象期間であったことから、さかのぼって保険料を納付することはできなかつたとみられる。

また、このことは申立人が所持する国民年金手帳に、資格取得日が昭和47年12月25日、被保険者種別が任意加入と記録されていることとも符合し、申立人も婚姻（39年6月）以前に国民年金に加入したことはないとしていることから不自然ではない。

さらに、申立人が国民年金に加入した時点を基準にすると、第1回特例納付は終了しており、かつ任意加入者は特例納付の対象ではないことから、申立人が第1回特例納付により申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人は10年分の保険料を納付したことは記憶していると述べているが、その納付時期、納付場所及び納付金額の記憶は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定

申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年12月までの期間及び55年2月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から54年12月まで
② 昭和55年2月から56年3月まで

私は昭和49年3月末で会社を退職し、同年4月にA市役所で国民年金加入手続を行った。その後、同年6月に婚姻したが、それ以来、私が夫婦の国民年金保険料を集金人に納付した。このため、申立期間について夫が納付済みであるにもかかわらず、私が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②の間の昭和55年1月の申立人の納付記録は、社会保険庁の記録によれば、申立人の夫が経営する事業所が57年3月から厚生年金保険適用事業所になったことにより、その事業所に勤務していた申立人も同月から厚生年金保険被保険者となり、その時点で既に前納していた昭和56年度の保険料のうち57年3月分を充当したものであることから、申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）は同様の内容であると認められる。

2 申立人は、申立人及びその夫の保険料を集金人に納付していたとしているが、申立人が居住するA市の保険料納付方式は、昭和47年度から納付書方式となっていることから、申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和55年5月16日であり、資格取得日を49年4月1日として強制加入している。

さらに、申立人が現在所持している制度共通の年金手帳は昭和49年11月以降に使用されているものであり、この年金手帳の最初の住所地の記録は申立人が52年7月に転居した住所地となっている。このため、申立人への

国民年金手帳記号番号払出時期と所持する年金手帳の年代が一致する。これらのことから、申立人は55年5月ごろに国民年金に加入したものと推認され、申立人は、申立期間当時において、現年度納付となる昭和55年度を除いて国民年金へ加入していなかったこととなり、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人の夫の国民年金手帳記号番号払出日は昭和49年2月7日であり、申立人の払出日と約6年間離れている上、申立期間のうち昭和55年度について、申立人の夫は保険料を前納しており、申立人の払出日を前提とすると、申立人は申立人の夫と同様に前納で同年度の保険料を納付することはできず、申立人の申立内容と異なることから、申立人が当該期間の保険料を納付したとも考え難い。

その上、申立人の国民年金手帳記号番号払出日（昭和55年5月）は第3回特例納付期間（53年7月から55年6月まで実施）中であるが、申立人に、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とした場合に特例納付の対象となる昭和52年度以前分の保険料を特例納付した記憶は無く、53年4月から54年12月までの期間、55年2月及び同年3月分の保険料について過年度納付した記憶も無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで

昭和49年3月に自営業の夫と婚姻したが、その時、夫から「自営業は厚生年金ではないから、国民年金に加入しなければならない。」と言われた。夫は婚姻前から国民年金に加入していたので、私も婚姻後にA町役場で国民年金の加入手続を行い、それ以降、納付金額の記憶は無いものの、私が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していた。このため、申立期間が未納となっていることに納得できない。なお、現在、申立期間当時の国民年金手帳は所持していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における国民年金保険料納付の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間当時の保険料納付状況についての詳細は不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年9月に、申立人が当時居住していたB市で払い出され、資格取得日を49年2月28日として強制加入している。

さらに、申立人は、制度共通の年金手帳（昭和49年11月以降に使用されているもの）を所持しており、申立期間当時の国民年金手帳は所持していないことから、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期と所持している年金手帳の年代が一致する。これらのことから、申立人は53年9月ごろに国民年金へ加入したと推認され、申立人は申立期間当時、国民年金へ加入していないこととなり、申立人が申立期間の保険料を夫と共に現年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期は第3回特例納付期間（昭和53年7月から55年6月まで実施）中であるが、申立人に申立期間の保険料

を特例納付した記憶は無い。

その上、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和54年1月に昭和51年度と52年度の保険料を過年度納付しているが、申立人にこの記憶は無い上、この過年度納付は、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、その当時、特例納付に該当しない部分の保険料をすべて納付したこととなると考えられ、これらについても不自然な点は認められない。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から51年11月まで

私は、今まで未納となっていた国民年金保険料を納付した上で、今後も保険料を納付していけば60歳での年金支給額が満額になるとの説明をA市役所で受けた。このため、昭和51年7月に預金通帳から12万円を引き出し、手元にある端数の金額と合わせて、夫がA市役所の国民年金の窓口で12万ながしかの保険料を納付した。このことから、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張は、預金通帳に昭和51年7月7日付けで12万円を引き出した記録があることを根拠に申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したとしているものと推認される。

しかし、この時点を基準にすると、第2回特例納付（実施期間は昭和49年1月から50年12月まで）は終了していることから、申立人の申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和51年12月9日であり、資格取得日は同年11月10日となっている。

さらに、申立人が現在所持している申立人へ最初に交付されたと認められる制度共通の年金手帳の資格取得日も同様の記録となっており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人は申立期間当時、国民年金に加入していなかったこととなり、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、昭和48年4月から49年9月までの期間は特例納付も過年度納付もでき

ない期間が発生することから、申立期間の保険料をすべて納付したとする申立人の主張は不自然である。

その上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を昭和 51 年 12 月に特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額（時効により納付できない期間を含めると 16 万 5,900 円、時効により納付できない期間を除くと 14 万 700 円）と一致しない。

このほか、A 市役所では申立人が納付したとする昭和 51 年当時、特例納付も過年度納付も収納していなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間についての国民年金加入手続や保険料納付に関する記憶は全く無いが、私は妻と一緒にA市役所で国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間当時は自営業を始めてから約1年しか経っておらず、また、申立期間の前後の年度である昭和59年度と61年度も納付済みである。申立期間の保険料を納付したことが分かるものは無いが、申立期間について妻は納付済みとなっていることから、私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、申立期間における国民年金加入手続や保険料納付時期及び納付額についての記憶が全く無いことから、申立期間当時におけるこれらの状況は全く不明である。

また、A市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、「申立人が昭和60年4月15日に来庁して、厚生年金保険に20年加入したため国民年金任意加入の資格喪失の申出に、後日来る。」と記録されており、この時の資格喪失日が同月17日、次の資格取得日が61年4月1日と記録されている。この資格喪失日及び資格取得日は社会保険庁の記録とも一致する上、同名簿には、申立人から昭和60年度の納付書を回収したとの記録もある。

さらに、社会保険庁の記録によると、昭和60年5月14日に、申立人の国民年金の資格取得日が59年1月1日から同年3月1日に訂正されるとともに、同年1月及び同年2月の国民年金保険料1万1,660円が過誤納として還付されている。これは、当時、申立人が厚生年金保険（第四種被保険者）と国民年金に加入していたため、保険料を重複して納付したことが判明したためと推認

される。このことは、申立人の厚生年金保険加入期間が59年2月をもって240か月（20年）となり、厚生年金保険の受給権が確保できたため、申立人がA市役所で国民年金の資格喪失を申し出たこととも符合する。これらのことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、船員保険被保険者として船員保険料を、申立期間②については厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 1 日から 43 年 2 月 29 日まで
② 昭和 44 年 10 月 16 日から同年 12 月 20 日まで

申立期間①及び②ともに、一度退社してまた入社するといったことは無く、継続してA社とB社に勤務していたので、当該期間について船員保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所の記録により、申立人が、昭和 39 年 4 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得、41 年 12 月 31 日に資格喪失、再び 43 年 3 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得、同年 5 月 26 日に資格喪失していることは確認できるものの、社会保険事務所が保管する被保険者名簿では、申立人が、申立期間にA社において船員保険被保険者であった事実は確認できない。

さらに、申立人は船員手帳を所持しておらず、船長ほか同僚等の名前も名字しか覚えていないため、証言を得ることができない。

申立期間②については、申立人は、社会保険事務所の記録では、B社において、昭和 44 年 10 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 10 月 16 日に資格を喪失した後、同年 12 月 20 日に同社において再度資格を取得しているところ、同社の事務担当者は、「当時、入社して3か月間は試用期間として厚生年金保険には加入させない取扱いをしていた。入社直後に申立人を厚生年金保険に加入させたのは事務手続上の誤りで、その後、すぐに気がついたので資格喪失

失の取ったのではないか。」と証言している上、同僚の一人も、「自分は、入社して3か月は厚生年金保険に入っていなかった。」と証言している。

また、B厚生年金基金の加入員番号払出簿でも、申立人が昭和44年10月1日に資格取得、同年10月16日に資格喪失し、その後、同年12月20日に再度資格を取得している記録があり、申立期間は空白期間となっている。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人の資格取得日は昭和44年12月20日であり、申立期間における加入記録は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を、また、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 42 年 2 月 13 日から 44 年 7 月末日まで勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立人に係るA社における雇用保険の記録は、離職日が昭和 43 年 3 月 18 日となっており、同社の給与締切日が月末締めであることを踏まえると、同社は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を、退職後の区切りの良い同年 4 月 1 日に喪失させたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険証の返還日が記載されているとともに、昭和 42 年 10 月 1 日以後の標準報酬月額変更欄に記載が無いなど、申立人の被保険者資格が 43 年 4 月 1 日に喪失していることについて不自然な点はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 16 日から 7 年 8 月 16 日まで
私は、平成 2 年から A 社(平成 4 年に B 社に名称変更)で働いていたが、7 年 8 月まで厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職金明細書により、申立人が、平成 2 年 2 月 16 日から A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立人は、平成 7 年 8 月 16 日に B 社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、16 年 5 月 1 日に資格を喪失しているところ、同社の健康保険組合における資格得喪の記録も、厚生年金保険の記録と同様、7 年 8 月 16 日に資格取得、16 年 5 月 1 日に資格喪失となっている。

また、B 社は平成 17 年 3 月に全喪しているものの、現存する親会社の C 社に当時の申立人の源泉徴収票が残っており、社会保険料等の金額を見ると、平成 5 年が 7,021 円、6 年が 7,876 円であるのに対し、7 年には 8 万 7,583 円になっていることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除は、厚生年金保険の加入記録がある 7 年 8 月から行われたことがうかがえる。

さらに、B 社の従業員は、「申立人は、平成 7 年 8 月ごろ、勤務時間が 3 時までのパートから正社員と同じ時間帯の勤務形態に変わったと思う。」と証言している。

加えて、申立人は覚えていないと証言しているが、申立人には、申立期間の一部期間(平成 4 年 9 月 28 日から 7 年 8 月 17 日までの間)に、国民健康保険に加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 31 年 2 月まで

申立ての事実を証明できるものは何も無いが、申立期間は午前 8 時から午後 5 時まで A 社で勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人が、同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は昭和 47 年 9 月に全喪しており、当時の事業主及び事務担当者の証言が得られないため、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立人と同時期に勤務していた同僚 3 人の A 社への入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから判断すると、同社では、入社後一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から同年 12 月まで

私は、A社に係る厚生年金保険の加入期間について調査依頼したところ、記録が無いという回答を受けたが納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所におけるA社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間のうち、昭和42年5月から同年9月30日までの期間について、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番は無い上、同社は、42年10月1日に全喪し厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立期間のうち、42年10月1日から同年12月までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、同名簿によれば、「昭和42年7月31日全員喪失」の記載があり、同日をもって全従業員が厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同日以降、厚生年金保険に加入している社員はいない。

加えて、A社はすでに全喪しており、申立人の在籍記録等は確認できないところ、当時の社長は連絡がつかず証言は得られない上、同僚は申立人が勤務していたことは証言するものの、申立人の厚生年金保険加入状況は不明との証言である。

このほか、申立人が雇用保険に加入していた記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月17日から同年6月1日まで
終戦後間もない時でしたので、少ない給料から保険料を払うのは辛かったが、出費を抑えて家に送金したので保険のことはしっかりと覚えている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳には、昭和23年1月17日から雇い入れの記録があり、申立人がA船に乗船していたことは推認できるものの、社会保険事務所の記録によれば、同船が船員保険の適用事業所となったのは、同年6月1日であり、申立期間については、船員保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、同船の船員保険被保険者名簿によれば、乗組員全員について、同日から被保険者となっており、申立期間に被保険者となっている者はいない。

また、A船は昭和23年11月20日に全喪されており、船員保険加入に係る記録は確認できない。

さらに、申立人が事業主により申立期間に係る船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない上、船長及び同僚等は連絡先不明で周辺事情を聴取することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 28 日から 31 年 9 月 15 日まで

私は、A社の織物工場で朝から夕方まで勤務していた。同僚や上司の名前の記憶は無く、当時の給与明細書等は残っていないが、社会保険料が控除されていた記憶があり、保険証ももらった覚えがあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、A社は、「申立期間の在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は廃棄済みで、いずれも確認できない。」と回答している。

加えて、同僚は、連絡先不明等の理由により連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 22 日から 39 年 2 月 1 日まで

平成19年8月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社における昭和39年2月1日から41年5月28日までの厚生年金保険被保険者期間が見つかったが、B社に勤務していた申立期間については加入記録が無いとの回答であった。

B社はA社の親会社であり、私は昭和35年8月からB社に勤務し、39年2月にA社に移ったものである。

厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは覚えておらず、給与明細書等、証明できるものは無いが、A社の記録があるにもかかわらず、同社の親会社であるB社に勤務していた期間の加入記録が無いというのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立期間に係るB社の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が自分と同様にB社からA社に移ったと記憶している同僚5人についてもA社の加入記録は確認できるがB社における記録は確認できない。

さらに、申立人が職長として記憶している上司は、B社における厚生年金保険の加入記録が確認できる一方、申立人の記録が確認できないことについて、同社では、「従前は、厚生年金保険には、職長以上の者を加入させる取扱いを行っており、申立期間当時も同様であったと思われる。」と証言している。

加えて、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月から 3 年 3 月まで

私は、A社に平成 2 年 4 月に入社し、3 年 3 月まで在籍した。その間に受け取っていた給料の額に比べ、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は少ないので、実際に支給された報酬額に対応する金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が保管している平成 2 年 4 月、5 月及び 6 月の給与明細書に記載された給与支給額が、それぞれ、71 万 9,000 円、71 万 3,000 円及び 86 万 3,000 円であることが確認できるにもかかわらず、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額が、2 年 4 月から同年 7 月までの期間が 26 万円、同年 8 月から 3 年 2 月までの期間が 41 万円とされているのは不合理であると主張している。

しかし、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の標準報酬月額は平成 2 年 4 月 4 日に、22 万円で届出が行われたことが確認できる。

また、申立人保管の当該期間の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は 1 万 5,730 円であることが確認できるところ、この保険料控除額に対応する標準報酬月額は 22 万円であり、社会保険庁の記録と一致する。

一方、申立期間のうち、平成 2 年 8 月から 3 年 2 月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人に係る標準報酬月額については、平成 2 年 4 月から 7 月までの期間については同年 8 月 27 日に 22 万円から 26 万円に遡及して改定されているが、その理由は不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 39 年 6 月まで

私は、申立期間についてはA社に勤めていた。同社ではB国民健康保険組合で保険料を納めていたので、厚生年金保険料も給与から控除されていた記憶がある。当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社勤務時の名刺及び申立人が記憶している二人の同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立てのA社の前に勤務していたC社が倒産したことから、昭和 37 年 5 月に同僚とともにA社に勤務したと主張しているが、申立人及び申立人が記憶している同僚二人は、いずれもC社における厚生年金保険の記録が確認できるものの、A社における記録は確認できない。

また、この同僚二人のうち一人は、「A社は、申立期間当時、試用期間があった。私は1年未満で退職したため、同社の記録が無いことについては納得している。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の昭和 37 年 5 月 1 日から昭和 40 年 3 月 22 日までの厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、A社には申立期間当時の資料は無く、このほか、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月から21年8月まで

私が昭和19年3月から勤務していたA社は、20年5月にB市に疎開することになった。

しかし、B市は遠方であったので、会社から私の仕事内容等を書いた証明書を作ってもらい、自分でC社に行き、雇ってもらった。A社を退職後、間を置かずC社に入社し、昭和21年8月まで勤務した。

C社は大きな会社であり、社会保険には加入していたはずである。

当時は、憲兵が見回りに来るなど、働かずにはいられなかった時代であるので、空白期間無く働いていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているC社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらない。

また、申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

さらに、C社には、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関係書類は残っておらず、同社の健康保険組合にも、当時の関係書類は保存されていない。

加えて、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、同僚とは連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる有力な証言を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 3 月まで

私は、昭和32年3月1日に高校を卒業し、その日からA社で働き始めた。退職した正確な月日は記憶に無いが、翌年3月まで約1年勤務したことを覚えている。

それにもかかわらず、その期間の記録がまったく無いというのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録によると、申立人が昭和32年4月1日に同社に入社したことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚二人のうち一人は同社における厚生年金保険の記録が確認できるところ、この同僚は、申立人の氏名や職務内容などを記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことについては認められる。

しかし、申立人が記憶している同僚二人のうち一人については、A社における厚生年金保険の記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間当時にA社における厚生年金保険の記録がある者のうち、同社の人事記録で入社時期が確認できる5人について、入社時期と厚生年金保険の資格取得時期を確認したところ、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 26 日から 58 年 1 月 21 日まで
申立期間において、私は、A社、B社関連会社及びC社に、それぞれ半年から1年半又は2年間勤務した。当該勤務期間につき、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社について、同社事業主及び申立人が同僚とする者は、申立人に関する記憶が無いとしており、申立人の同社に勤務したとする時期及びその期間に関する主張も不明確であることから、申立人の申立期間における同社勤務を確認することができない。

また、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

さらに、社会保険庁の記録上、申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者の整理番号に欠番はない。

2 B社の関連会社について、申立人が通勤に利用したとするD駅からの通勤圏内にあるB社関連会社はE社しかなく、社会保険庁の記録上、昭和61年2月26日から同年5月1日までの間、E社での厚生年金保険加入が確認できる。

しかし、申立期間においてE社は設立されておらず、申立人のB社関連会社に勤務したとする時期及びその期間に関する主張も不明確であり、申立人の申立期間における同社勤務を確認することができない。

3 C社（厚生年金保険適用事業所ではない）について、申立期間において同法人は設立されておらず、申立人の同社に勤務したとする時期及びその期間に関する主張も不明確であることから、申立人の申立期間における同社勤務を確認することができない。

4 昭和50年7月26日から57年5月26日までの間につき、F社（厚生年金保険適用事業所ではない）における雇用保険被保険者記録により、51年4月から58年12月までの間について、国民年金保険料の現年度納付記録が確認できるほか、各申立事業所に係る厚生年金保険料の控除に関する申立人の記憶も不明瞭である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 3 日から同年 5 月 10 日まで
② 昭和 40 年 9 月 6 日から 41 年 1 月 5 日まで
③ 昭和 42 年 1 月から 43 年 8 月まで
④ 昭和 43 年 9 月から 45 年 12 月まで

私は、申立期間①、②、③及び④においてトラックの運転手として在籍し、厚生年金保険は加入していたと思うので、各申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社の総務担当者は、「当時のA社の事業主及び関係者は他界しており、厚生年金保険料を控除したことを証明する資料の保存が無い。」旨回答していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無い。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚にはA社における厚生年金保険の被保険者記録が無い上、当該同僚も、「申立期間当時、配車係からの指示待ち^{ひま}で閑な時間が多く、厚生年金保険及び雇用保険に加入していなかった。」旨回答している。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、B社の総務担当者は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得に関する取り扱いは不明としながら、「当時は入社から3か月間の試用期間を設けており、当該期間については厚生年金保険には加入させていなかった。」旨回答している。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立期間に係るB社の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、C社は、同社が保存する従業員の履歴書ファイルには申立人の記録は無く、同社における在籍は確認できないとしている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人とはC社に入社する以前に同じ職場に勤務した記憶はあるが、C社における在籍については記憶が無い。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、D社の同僚が、「申立人は、自分が入社した昭和43年8月以降にD社に入社し、約1年間同社で勤務していた。」旨証言していることから、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立期間当時のD社の事業主は、「正規社員として採用した場合、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のすべてに加入させていた。」旨証言している。

一方、申立人のD社における雇用保険の被保険者記録は無い。

さらに、D社は既に全喪している上、当時の事業主が、社会保険関係の事務を任せていたとする労務事務所も、申立人に係る資料の保存は無いとして

おり、申立人の厚生年金保険被保険者資格の届出を行ったか否かは確認ができない。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立期間に係るD社の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月から 33 年 7 月まで
② 昭和 33 年 8 月から 35 年 5 月まで
③ 昭和 35 年 9 月から 38 年 6 月まで

私は、昭和 30 年 5 月から 33 年 7 月まで、A社で、バイクで配達の仕事をし、33 年 8 月から 35 年 5 月までB社で工員として働いていた。

また、昭和 35 年 9 月から 38 年 6 月までC社で社長の運転するトラックで助手としてDやEに行っていた。

はっきりした記憶は無いが、給与から社会保険料が控除されていたと思うので、この期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の記憶が不明確であり、申立人が勤務したと主張した「A社（合資会社）」（当初は「F社」であるとし、後に「G社」と主張し、さらに変更を行い「A社」とした。）について、所在地を管轄する法務局は、申立人が記憶する名称の事業所「A社」、「F社」及び「G社」に係る商業登記簿の保存が無く、また、申立人が当該事業所があったとする地域の同業種の事業主が加盟する事業者組合であるH協同組合、I組合連合会及び地域の同業者会であるJ寝具技能士会に確認したところ、いずれの団体も、関連資料の保存は無く、当該事業所の存在等は確認できないとしていることから、申立事業所の特定が不可能である。

さらに、社会保険庁の記録上においても、「A社」、「F社」及び「G社」に係る厚生年金保険適用事業所の記録は無い。

2 申立期間②について、申立人の同僚の証言により、申立人が申立期間の一部においてK社（B社名称での存在は確認できない。）に勤務していたこと

は推認できる。

しかし、上記同僚は、「申立人は工場への短期勤務であった。」旨を証言しており、また、当時の状況を知るK社の閉鎖時の役員は、「K社では、長期勤務が確実な人にしか社会保険をかけていなかった、短期勤務の従業員は、社会保険の対象とはしていなかったと思われる。」と証言している。

また、申立人が事業主により当該期間についての厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

- 3 申立期間③について、当該期間にL社（C社名称での存在は確認できない。）に在籍し、かつ連絡先の判明した同僚に確認したが、申立人を記憶する同僚は無く、申立人の同社における在籍についての証言は得られなかった。

また、L社は既に厚生年金保険適用事業所を全喪しており、申立期間③当時の同社の役員の所在も確認できないため、申立人の同社における在籍及び厚生年金保険の加入について証言を得ることはできない。

- 4 このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 18 日から 45 年 2 月 1 日まで
昭和 41 年 4 月から 45 年 2 月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答をもらった。脱退手当金は受け取っていないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 45 年 7 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の退職日から約 1 年後に申立人と同様に申立てに係る事業所を結婚退職し脱退手当金を受給している同僚は、「事業所から脱退手当金の説明を受けて、書類を書いてもらい、自分で支給申請を行って脱退手当金をもらった記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、長期間、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 4 日から 30 年 2 月 22 日まで
② 昭和 30 年 5 月 10 日から 32 年 11 月 29 日まで
③ 昭和 33 年 1 月 6 日から 36 年 2 月 8 日まで

厚生年金保険脱退手当金については、裁定請求書を書いた記憶や手当金を受け取った記憶が無いので、当該期間について年金額の計算に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月半後の昭和36年5月22日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月1日から28年2月4日まで
② 昭和28年6月8日から30年9月1日まで
③ 昭和31年9月11日から34年4月15日まで

社会保険事務所から、A社、B社及びC社での厚生年金保険の加入記録は確認できたが、当該期間については、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金受給の記録を訂正し、年金額へ反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和34年8月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている同僚44人のうち、脱退手当金の受給資格のある者6人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある4人全員が資格喪失日から約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 19 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 4 月 21 日まで

脱退手当金の申請をしたことは無く、受け取ったことも無い。退職金ももらっていない。印鑑を預けた覚えも無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給された脱退手当金は、すべての申立期間をその計算の基礎としており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 8 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても申立て以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 18 日まで
社会保険事務所に確認したところ、A社における厚生年金保険の加入記録について脱退手当金が支給されたとのことだが、受給した記憶は無く、受給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書及び領収書によれば、申立人の兄が受領を委任されて、代理人として受領していることから、申立人の脱退手当金は申立人の兄が受領したものと考えるのが合理的である。

また、社会保険事務所保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日と同月の昭和 45 年 3 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 8 日から 32 年 5 月 19 日まで
A社を退職後、B社に勤めることになった。お盆に実家に帰ったときに脱退手当金の通知が来ていることを知り郵便局に受取に行ったが、窓口の職員に、期限が切れているから国庫に返したと言われたため受け取っていない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の支給決定の通知を昭和 32 年 8 月ごろに郵便局へ持参し、脱退手当金を受給しようとしたところ、受け取りの期限が過ぎているため脱退手当金は国庫に返した旨、窓口で説明を受け、その結果、脱退手当金は受け取ることができなかったとしている。

しかし、脱退手当金の受給期限は支給決定日から 1 年間であり、申立期間の脱退手当金は昭和 32 年 6 月 19 日に支給決定されていることから、同年 8 月ごろに期限が過ぎていたため受給できなかったとする申立人の主張は矛盾している。

また、申立人が脱退手当金を受け取りに出向いた郵便局は、当時の脱退手当金の授受等に関する資料は無いとしており、申立てに係る事実について確認ができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄に脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票等に記載されている生年月日が戸籍の生年月日と相違しているものの、申立人は申立期間当時、自分の生年月日を誤って認識していたためとしており、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。